平成３０年（フ）第６７３号
横浜市南区別所３丁目20番12号　サンバレー上大岡Ⅶ301号
債務者　秋吉　正博
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９４号
横浜市港北区菊名７丁目１番８号　キクナヤスヤマハイツ205号
債務者　菊池　康博
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７００号
横浜市緑区長津田みなみ台５丁目18番地１　ピュアテラスＡ102号
債務者　山下　継太
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１５号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1181番地　㈱協伸建材興業内
債務者　稲数　祐樹
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５９号
東京都羽村市羽東３丁目２番１号指田貸家７号
債務者　古川　和也
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９８号
静岡県浜松市東区北島町202番地の１　エルビレッジ202号室
債務者　西村　利也
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
静岡県浜松市南区飯田町149番地の５　シャルマンコート202
債務者　大山ミノルこと　オオヤマ　マルコス　ミノル（ＯＹＡＭＡ　ＭＡＲＣＯＳ　ＭＩＮＯＲＵ）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
静岡県浜松市中区葵西１丁目４番38号　サンヒルズ３　202
債務者　森上　高志
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
静岡県浜松市東区子安町311番地の10
債務者　中野　雅彦
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
栃木県佐野市植下町4008番地８、前住所栃木県佐野市天神町864番地19
債務者　三浦　裕輔
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２３８２号
東京都板橋区東新町１丁目27―５　第二あずま荘102
債務者　後藤　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３９号
横浜市中区寿町３丁目12―７　ゆめかいかん本館５階16号、住民票上の住所横浜市泉区和泉中央南２丁目22番15号　ヒカリハイツ103号
債務者　石坂　和久
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１４号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目30番28号
債務者　三谷　晶子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９４号
東京都足立区江北２丁目６－５－204、前住所千葉県千葉市稲毛区稲毛台町22―４―101
債務者　野口　華加
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部